

畜産業振興事業の実施について 目次

1	畜産業振興事業の実施について	1
2	別表第1 費用対効果分析により採択する施設整備事業	18
3	別表第2 年総効果額算出方法	18
4	別表第3 コスト分析により採択する施設整備事業及び当該事業 による施設等の基準額	19
5	別表第4 事業共通経費の基準	23
6	別表第6 飼料自給率向上対象事業	24
7	別表第7 家畜共済への積極的な加入促進の対象事業	24
8	別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の 対象事業	25
9	別紙 施設整備事業 費用対効果分析方法	26
10	別記様式第1号 費用対効果分析算定表／事後評価分析表 (費用対効果分析算定表及び要因分析表)	34
11	別記様式第2-1号	50
12	別記様式第2-2号	52
13	別記様式第3号	54
14	別記様式第4号	55
15	別記様式第5号	56
16	別記様式第6号	57
17	別記様式第7号	58
18	別添1 畜産業振興事業の積算等の取扱い	60
19	別添2 畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い	75

畜産業振興事業の実施について

	平成15年10月1日付け15農畜機第48号ー1
一部改正	平成16年4月1日付け15農畜機第3102号
一部改正	平成16年12月21日付け16農畜機第3764号
一部改正	平成17年4月1日付け16農畜機第5526号
一部改正	平成18年4月1日付け18農畜機第1113号
一部改正	平成18年8月1日付け18農畜機第1834号
一部改正	平成19年4月1日付け19農畜機第172号
一部改正	平成20年4月1日付け20農畜機第187号
一部改正	平成20年7月1日付け20農畜機第1537号
一部改正	平成21年1月27日付け20農畜機第4156号
一部改正	平成21年4月1日付け21農畜機第298号
一部改正	平成21年6月3日付け21農畜機第1198号
一部改正	平成22年5月17日付け22農畜機第583号
一部改正	平成23年5月25日付け23農畜機第737号
一部改正	平成24年4月1日付け24農畜機第181号
一部改正	平成24年4月27日付け24農畜機第513号
一部改正	平成24年5月28日付け24農畜機第944号
一部改正	平成25年3月19日付け24農畜機第5045号
一部改正	平成25年8月22日付け25農畜機第2188号
一部改正	平成26年3月31日付け25農畜機第5367号
一部改正	平成27年1月14日付け26農畜機第4313号
一部改正	平成27年2月16日付け26農畜機第4899号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5844号
一部改正	平成28年3月31日付け27農畜機第5758号
一部改正	平成28年5月9日付け28農畜機第869号
一部改正	平成28年10月7日付け28農畜機第3477号
一部改正	平成29年3月16日付け28農畜機第6262号
一部改正	平成29年11月6日付け29農畜機第4125号
一部改正	平成30年3月30日付け29農畜機第7047号
一部改正	平成30年5月25日付け30農畜機第1311号
一部改正	平成30年12月28日付け30農畜機第5296号
一部改正	平成31年3月29日付け30農畜機第7756号
一部改正	令和2年3月30日付け元農畜機第7977号
一部改正	令和3年3月29日付け2農畜機第7224号

一部改正 令和3年6月29日付け3農畜機第1864号
一部改正 令和4年3月30日付け3農畜機第6504号
一部改正 令和5年3月31日付け4農畜機第7303号
一部改正 令和6年3月29日付け5農畜機第8740号
一部改正 令和7年3月27日付け6農畜機第8486号
一部改正 令和7年4月4日付け7農畜機第145号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号。以下「機構法施行規則」という。）第1条に規定する事業（機構法施行規則附則第3条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法施行規則（平成8年農林水産省令第49条）第2条に規定する事業（指定助成対象事業）を含む。以下「畜産業振興事業」と総称する。）に係る採択基準、評価、留意事項等については、この規程に定めるところによる。

1 事業実施主体

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から畜産業振興事業に係る補助金の交付を直接受ける者（以下「事業実施主体」という。）は、機構法施行規則第1条に規定する団体等のうち、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が事業ごとに定める実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する者とする。

2 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度に完了することを原則とする。ただし、理事長が別に定める事業にあっては、理事長が当該事業ごとに定める期間を事業実施期間とする。

3 事業実施計画に係る手続

- （1）事業実施計画に係る手続については、事業ごとの要綱によるものとし、都道府県知事及び農林水産省地方農政局長（北海道にあっては農林水産省消費・安全局長又は農林水産省畜産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）の関与については、「畜産業振興事業の適正な実施について」（平成15年10月1日付け15生畜第2905号農林水産省生産局長通知）によるものとする。
- （2）事業の実施期間が、2のただし書により2年度以上に亘る事業にあっては、当該年度の事業実施計画と併せ全体事業実施計画を作成するものとする。

4 施設整備事業の採択基準

(1) 費用対効果分析による採択

施設整備事業のうち別表第1に掲げる施設整備事業の採択は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設ごとに次のア及びイに従って費用対効果分析によって行うこととする。

ア 費用対効果分析による採択基準については、事業実施主体又は当該事業実施主体から補助又は貸付を受けて事業を実施する者（以下「事業実施主体等」という。）が、以下の算式により算出した投資効率が1.00を上回っていることとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

① 年総効果額は、評価対象事業（別表第2に掲げる事業）の年総効果額算出方法により算出された各効果額の総額とする。

② 各効果額並びに還元率、廃用損失額及び総事業費については、別紙により算出し、別記様式第1号に記載して事業実施計画書に添付するものとする。

イ 事業採択後における事業費の増減に伴う事業実施計画の変更承認申請についても、変更後の計画に従い費用対効果分析を行い、投資効率が1.00を上回る場合に理事長は承認を行うものとする。

なお、事業実施計画の変更承認申請の必要のない事業実施計画の変更に ついても、投資効率が1.00を上回るよう措置するものとする。

(2) コスト分析等による採択

施設整備事業のうち別表第3に掲げる事業の採択は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設ごとにコスト分析等によって行うこととし、コスト分析等による採択基準については、別表第3の施設、器具、機材等を整備する場合、それぞれの基準額を上回っていないこととする。

ただし、事業の特殊性等により別表第3の基準額を上回る場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画等に記載するものとする。

5 事業の採択に当たってのその他の基準等

(1) コスト分析等の実施

畜産業振興事業の採択に当たっては、事業ごとの要綱によるもののほか、コスト分析等によって行うこととし、コスト分析等による採択基準については、

別表第4の事業共通経費についてそれぞれの基準額を上回っていないこととする。

ただし、事業の特殊性等により別表第4の基準額を上回る場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画に記載するものとする。

(2) 目標設定の実施

次の事業内容（新規事業は除く。）のものについては、それぞれに達成すべき成果目標に係る具体的数値目標が設定されていることとする。

ア 研修等の知識・技術の習得のための事業内容にあつては、参加者の習得度（試験等による習得度の把握）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

イ 普及・啓発のための事業内容にあつては、普及・啓発の事項についての事業参加者の認知度等（アンケートによる認知度の把握等）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

6 事後評価の実施

(1) 事後評価の実施年（時期）

事後評価は4の（1）により採択された事業について、事業が完了した年度（複数年度に亘って実施される事業については、最終年度）の翌年度から起算して、3年を経過したものを対象として実施する。

ただし、事業実施主体等からの申請により、畜産物の需給の大幅な変動等により事後評価を適切に行うことが困難なもの等、理事長が認めた場合にあつては、おおむね5年を経過した年度に実施することができるものとする。

(2) 実績値による費用対効果分析

事業実施主体等は、4の（1）に準じて、別記様式第1号に（1）の評価を実施する年度の前年度の実績値により費用対効果分析を実施することとする。

(3) 事業実施計画の変更のあった場合の事後評価

事業採択後、事業実施計画が変更された場合には、変更後の計画と比較して評価を行うこととする。

(4) 投資効率乖離等の要因分析

事業採択時の投資効率と実績値による投資効率が20パーセント以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1.00以下の事業については、別記様式第1号の1の（3）に基づき、その要因について分析を行うこととする。

(5) 事後評価に係る報告

事業実施主体等は、事後評価の結果については別記様式第5号により当該事後評価を実施する年の6月30日までにそれぞれの事業の要綱に定める事業実施計画の承認申請の手順に準じて理事長に報告する。

(6) 事業の改善

ア 事業実施主体等は、事後評価の結果、投資効率が1.00以下の場合、当該都道府県の指導のもと、17の(1)の規定に準じて改善策を作成し、理事長に報告するものとする。

イ 機構は、事業実施主体等に対し、改善策を達成するための指導を行う。

7 事業実施主体による事業の評価

事業実施主体（加工原料乳生産者経営安定対策事業の事業実施主体となった酪農事業者（加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－6）第1の2に規定する酪農事業者をいう。）を除く。以下この項において同じ。）は、別表第1に掲げる事業を除く畜産業振興事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

(1) 評価計画の作成

事業実施主体は、別記様式第6号の事業効果に関する評価計画書を作成し、事業実施計画承認申請書又は補助金交付申請書に添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、5の(2)の目標設定の対象とする事業内容を含む事業については、達成すべき成果目標に係る具体的目標数値を記入することとする。

(2) 評価実績の提出

事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たっては、(1)に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書を添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、目標設定の対象とする事業内容については、設定した数値目標に対する達成の程度について、事業実施主体が自ら評価を行うこととする。

8 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

畜産業振興事業を実施する事業実施主体等は、『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）Ⅱ5（1）に基づき、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実践するものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

9 飼料自給率の向上

別表第6の事業を実施する事業実施主体等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率の向上が図られるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

10 家畜共済への積極的な加入促進

事業実施主体は、別表第7の事業を実施しようとする場合は、事業の参加者に対して農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

10の2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

別表第8の事業を実施する事業実施主体等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる者を含む集団（組合等）に属する畜産経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し令和4年度に配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き令和5年度において契約を締結していることを確認するものとし、その取組内容は事業ごとの実施要綱又は事業実施主体が作成する実施要領に定めるものとする。

11 事業の適正な執行の確保

（1）第三者の意見の聴取

理事長は、畜産業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施手続及び状況等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（畜産業振興事業の関係者以外の者をいう。）の意見を聴取し、その意見を畜産業振興事業の運営に反映させるものとする。

（2）不正行為に対する是正措置等

ア 理事長は、畜産業振興事業の事業実施主体等又は委託先その他の関連事業者（以下「事業実施者」という。）が畜産業振興事業の実施に当たって不正な行為をした場合には、当該事業の事業実施主体に対して当該不正行為

に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができるものとする。

イ 当該事業の事業実施主体は、自ら又は事業実施者が是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。

ウ 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が畜産業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施主体に対し助言・指導を行うものとする。

エ 理事長は、当該事業実施主体に助言・指導をしてもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。

オ 理事長は、当該事業実施主体にアの是正措置等を求めた日から、十分な内容の是正措置等が講じられたと認めるまでの間において、当該事業実施者を畜産業振興事業の対象としないことができるものとする。

（３）補助金の交付停止措置

理事長は、別に定めるところにより、畜産関係法令その他の法令への違反行為をした者に対し、補助金の交付を停止する措置を講じることができるものとする。

（４）暴力団の排除

理事長は、事業実施者（代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業の事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができるものとする。

1 2 一般的事業実施基準及び留意事項

（１）補助事業費は、別添１の規定並びに当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致したものでなければならないものとする。

（２）事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工を補助の対象とすることができ、又は当該直営施行に係る資材のみを補助の対象とすることができるものとする。

（３）自力若しくは他の補助によって実施中の事業又は既に完了した事業を畜産業振興事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

（４）補助の対象とする共同利用機械施設は、新品、新築又は新設による事業の

ほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認める場合は、古品・古材若しくは間伐材の利用に係る事業又は増築、改築、併設若しくは合体の事業を補助の対象として積極的に推進するものとする。

- (5) 補助の対象とする共同利用機械施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (6) 事業ごとの要綱の規定に基づき飼料基盤の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費を補助対象とするときは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）の定めるところに準じて行うものとする。
- (7) 個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。
- (8) 補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- (9) 事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管するものとする。

なお、前段に基づき作成、整備及び保管すべき関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- (10) 施設整備の補助に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて、契約の手續等の一層の公正性、透明性等が図られるよう下記事項に留意するものとする。

ア 契約者の選定については、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定める等の措置を図ること。

イ 契約に際しては、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する特段の理由がある場合を除き、原則として競争による契約方法を履行すること。

なお、緊急を要する特段の理由がある場合を適用し、競争による契約方法以外の方法を履行する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第4号により理事長に届け出るものとする。

また、消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）を除き50万円未満の比較的安価な機械器具の導入に当たっては「特段の理由がある場合」を適用し、必要に応じ、随意契約等の方法により履行することができるものとする。

ウ 競争契約による入札結果については、全入札者及び入札金額を、随意契約にあっては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により公表すること。

エ 事業実施主体等が締結する工事契約においては、一括下請負の禁止についての契約条項を条文に明記すること。

- (1 1) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (1 2) 施設整備事業の事業実施計画の作成、事業執行等に当たっては、「建設業の働き方改革の推進について」（平成30年3月22日付け国土入企第31号国土交通省土地・建設産業局長通知）の内容に留意するものとする。

1 3 着工又は着手について

- (1) 施設整備事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着工届を別記様式第2号－1により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。
- (2) 施設整備事業以外の事業の着手についても、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第2号－2により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。
- (3) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、(1) 又は (2) のただし書による交付決定前着工又は着

手のうち、都道府県の指導を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工又は着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- (6) 事業実施主体等の長は、交付決定前着工又は着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着工又は着手年月日等を記載するものとする。

1 4 機械施設等の管理運営

- (1) 理事長は、事業実施主体等が、この事業によって整備された共同利用機械施設等を事業実施計画等に従って適正に管理運営し、これにより個々の事業の目的が達成されるよう指導するとともに、その状況の把握に努めるものとする。

- (2) 畜産業振興事業により導入された機械施設の管理運営は、農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）が事業実施主体等である場合にあっては営農集団に、委託できるものとする。

- (3) 増築、模様替え等に伴う手続

畜産業振興事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築及び模様替え等を当該施設の耐用年数期間内に行う場合は、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第3号により理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

- (4) 畜産業振興事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）は、当該財産を整備した事業実施主体又は間接補助事業者に帰属するものとする。なお、当該財産の管理及び処分等にあつては、当該事業実施主体等は次に掲げる制限を遵守するものとする。

ア 事業終了後も善良な管理者の注意をもって常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。

イ 当該補助対象財産に係る補助金交付を受けた翌年度から起算して独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）において、理事長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- (5) 補助対象財産を処分制限期間内に処分しようとする場合は、別添2の規定に基づき、適正に行うものとする。

- (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第

255号。以下「補助金適正化法施行令」という。) 第13条第4号の規定に基づく理事長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格(消費税等相当額を含まない。)が50万円以上の機械及び器具とする。

(7) 補助金適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく理事長が定める財産は、以下に掲げるものとする。

ア 取得価格又は効用の増加価格(消費税等相当額を含まない。)が50万円以上のソフトウェア

イ 牛及び豚

1.5 特許権等の帰属

(1) 事業実施主体等への帰属条件

畜産業振興事業の実施により、畜産業振興事業の成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合、当該特許権等は、当該事業の事業実施主体等に帰属し、当該事業実施主体は次に掲げる条件を遵守するものとする。

ア 事業実施主体等は、当該特許権等を出願又は取得したときは、その都度、別記様式第7号により遅滞なく(間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して)理事長に報告するものとする。ただし、畜産業振興事業の実施により作成した調査報告、パンフレット、普及冊子、手引書等に係る著作権の取得の報告期限については、事業ごとの要綱に定める事業実績報告書、基金管理状況報告等の提出期限までとすることができるものとする。

イ 事業実施主体等は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

ウ 事業実施主体等は、イに基づき機構が当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅滞なく(間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して)理事長にその理由を提出するものとする。

エ 事業実施主体等は、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、当該特許権等の全部又は一部について譲渡、利用の許諾等をしようとする場合は、事前に(間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して)理

事長の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体等は、当該譲渡、利用の許諾等を受ける者と対価の支払等を含む契約を締結するものとし、これにより相当の利益を得たと認められた場合には、事業ごとの要綱に定めるところにより当該収益の全部又は一部を機構に納付するものとする。

(2) 事業受託者との十分な協議等

事業実施主体等と当事者から事業の一部を受託する者（以下「事業受託者」という。）とは、特許権等の取扱いについて、事業開始前に十分な協議・調整を行うものとする。

(3) 事業受託者への帰属条件

事業の一部を委託した場合、当該事業の成果に係る特許権等は、事業実施主体等と事業受託者との協議により、当該事業受託者に帰属させることができるものとする。この場合、事業受託者は、あらかじめ事業実施主体等に対し、(1) のアからエまでに掲げるものと同様の条件を遵守するものとし、事業実施主体等はその旨を(1) の手続に準じて理事長に報告するものとする。

(4) 機構による自由な公表

機構は、当該特許権等の出願・取得状況について、自由に公表することができるものとする。

1 6 事業の実績報告

事業実施主体等は、毎年度、事業終了後速やかに事業の実績を提出するものとする。その手続については、事業ごとの要綱によるものとする。

また、事業実施主体が間接補助金を交付する事業において、事業実施主体が、事業を完了するため、理事長が交付決定を行った年度の翌年度に間接補助金の精算払を行う必要がある場合、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第14条後段に規定する報告については、基金管理状況報告等をもって代えることができるものとする。

1 7 事業改善計画の作成

(1) 事業実施主体等は、16の報告に際し、各事業の実施状況について検討を行い、計画の達成が見込まれない場合は、事業の改善計画を要綱の事業実施計画等に係る規定に準じて作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 理事長は、(1) の改善計画を作成した事業実施主体等に対し、改善計画を達成するための指導を行うものとする。

18 基金等の管理

事業実施主体等は、畜産業振興事業の実施のために機構からの補助金の交付により造成された基金等に関しては、各事業実施要綱のほか、次の通知の定めるところにより、適正に管理を行うものとする。

- (1) 畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準（平成19年3月28日付け18農畜機第4545号）
- (2) 「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」（平成18年4月1日付け18農畜機第23号）

附 則

この通知による規定の適用は、平成15年10月1日以降に契約する工事について適用する。

ただし、平成15年9月30日以前に契約した工事で、平成15年10月1日以降に設計変更を行うものについては、「指定助成対象事業の実施について」（平成11年7月8日付け11畜B第1003号農林水産省畜産局長通知）の例による。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第3102号）

この規程の改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月21日付け16農畜機第3764号）

この規程の改正は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付け16農畜機第5526号）

- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第1の7の事後評価の適用事業は、改正前の第1の5により平成12年度以降に採択された事業（総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難しいものを除く。）に適用する。

附 則（平成18年4月1日付け18農畜機第1113号）

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月1日付け18農畜機第1834号）

この規程の改正は、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日付け19農畜機第172号）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け20農畜機第187号）
この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日付け20農畜機第1537号）
この規程の改正は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日付け20農畜機第4156号）
この規程の改正は、平成21年1月27日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け21農畜機第298号）
この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月3日付け21農畜機第1198号）
この規程の改正は、平成21年6月3日から施行する。

- 附 則（平成22年5月17日付け22農畜機第583号）
- 1 この規程の改正は、平成22年5月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
 - 2 17に規定する補助金等支出明細書については、平成22年度の事業分から作成するものとする。

附 則（平成23年5月25日付け23農畜機第737号）
この規程の改正は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日付け24農畜機第181号）
この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日付け24農畜機第513号）
この規程の改正は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月28日付け24農畜機第944号）
この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則（平成25年 3 月19日付け24農畜機第5045号）

この規程は、平成25年 3 月19日から施行する。

附 則（平成25年 8 月22日付け25農畜機第2188号）

この規程の改正は、平成25年 8 月22日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 3 月31日付け25農畜機第5367号）

この規程の改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の11の（3）の規定の適用日については、事業ごとの要綱によるものとする。

附 則（平成27年 1 月14日付け26農畜機第4313号）

この規程の改正は、平成27年 1 月14日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 2 月16日付け26農畜機第4899号）

この規程の改正は、平成27年 2 月16日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日付け26農畜機第5844号）

この規程の改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日付け27農畜機第5758号）

この規程の改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月 9 日付け28農畜機第869号）

この規程の改正は、平成28年 5 月 9 日から施行し、平成28年 4 月 1 4 日から適用するものとする。

附 則（平成28年10月 7 日付け28農畜機第3477号）

この規程の改正は、平成28年10月 7 日から施行し、平成28年 8 月16日から適用するものとする。

附 則（平成29年 3 月16日付け28農畜機第6262号）

この規程の改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年11月 6 日付け29農畜機第4125号）
この規程の改正は、平成29年 1 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日付け30農畜機第7047号）
この規程の改正は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月25日付け30農畜機第1311号）
この規程の改正は、平成30年 5 月25日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則（平成30年12月28日付け30農畜機第5296号）
この規程の改正は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日付け30農畜機第7756号）
この規程の改正は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日付け元農畜機第7977号）
この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月29日付け 2 農畜機第7224号）
この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（令和 3 年 6 月29日付け 3 農畜機第1864号）
- 1 この規程の改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
 - 2 この規程の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和 4 年 3 月30日付け 3 農畜機第6504号）
この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日付け 4 農畜機第7303号）
この規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日付け５農畜機第８７４０号）
この規程の改正は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日付け６農畜機第８４８６号）
この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月４日付け７農畜機第１４５号）
この規定の改正は、令和７年４月４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表第1 費用対効果分析により採択する施設整備事業

対象事業名	
1	食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）
2	食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）

別表第2 年総効果額算出方法

評価対象事業名	年総効果額の算出方法
1 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）	年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額
2 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）	年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額

別表第3 コスト分析により採択する施設整備事業及び当該事業による施設等の基準額

対象事業名	項 目	基準額（税抜き）
1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業	a：電気牧柵（ソーラー式、ポリワイヤー2段張り） b：牧柵（有刺鉄線3段張り） c：簡易給水施設 d：簡易牛舎 e：施設の改造に必要な資材の支給	120,000 円＋220 円/m 600 円/m 120,000 円/式 29(33) 千円/m ² 10 千円/m ²
肉用牛広域流通体制持続化支援事業	a：中継係留施設等 b：施設の改造に必要な資材の支給	29 千円/m ² 10 千円/m ²
2 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業及び食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものに限る。）	a：ナイフ消毒槽 b：手洗器（ナイフ消毒槽一体型）	220 千円/台 400 千円/台
家畜市場機能高度化等施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策に限る。）	家畜隔離所	35(42) 千円/m ²
3 酪農経営支援総合		

対象事業名	項 目	基準額（税抜き）
対策事業のうち 中小酪農等対策事業	a：簡易牛舎 b：施設の改造に必要な資材の支給	29(33) 千円/m ² 10 千円/m ²
酪農労働省力化対策事業	施設整備のうち建築面積の増加部分 a：乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。） b：飼料原料保管施設等（附帯設備を除く。） c：飼料調製施設（附帯設備を除く。） 機械導入（附帯部分を除く。） a：搾乳ロボット（1 ボックスタイプ） b：搾乳ユニット搬送レール （a）自動式（自動搬送装置 1 台、自動離脱装置 2 台） （b）手動式（自動離脱装置 1 台） c：自動給餌器（フィーダー本体・吊下式） d：レール式哺乳ロボット（哺乳機 1 台、カーフレール 2 台） e：哺乳ロボット（レール式以外、コンビタイプ） f：自走式配餌車（オーガ付き）	成牛用 45 千円/m ² 哺育育成用 45 千円/m ² 45 千円/m ² 50 千円/m ² 32,000 千円/台 1,600 千円/式 700 千円/台 24,000 千円/台 9,000 千円/式 4,000 千円/台 4,000 千円/台

対象事業名	項 目	基準額（税抜き）
地域の生産体制強化事業のうち 担い手確保推進対策 広域的な乳用牛預託推進対策	g : バーンスクレーパー（スクレーパー本体 1 台）	600 千円／台
	施設の補改修に必要な資材の供給	10 千円/m ²
	機械導入（附帯部分を除く）	
	a : 哺乳ロボット（レール式以外、コンビタイプ）	4,000 千円/台
	b : レール式哺乳ロボット（哺乳機 1 台、カーフレール 2 台）	9,000 千円/台
	c : 自動給餌器（フィーダー本体・吊下式）	24,000 千円/台
	d : 自走式配餌車（オーガ付き）	4,000 千円/台
	e : 餌寄せロボット（オーガなし）	3,700 千円／台
	預託施設整備に必要な資材	
	a : 牧柵（有刺鉄線 3 段張り）	600 円/m
	b : 電気牧柵（ソーラー式、ポリワイヤー 2 段張り）	120,000 円 + 220 円/m
	a : 簡易な堆肥化処理施設	29 千円/m ²
	b : 堆肥舎、汚水処理施設及び脱臭施設の補修に必要な資材の支給	10 千円/m ²
4 堆肥舎等長寿命化推進事業		
5 畜産経営災害等総合対策緊急支援事業のうち		

対象事業名	項 目	基準額（税抜き）
畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち		
酪農経営災害緊急支援対策事業	a：簡易牛（豚）舎	29（33）千円/㎡
肉用牛経営災害緊急支援対策事業	b：施設の補改修に必要な資材の支給	10 千円/㎡
養豚経営災害緊急支援対策事業		
家さん経営災害緊急支援対策事業		
6 養豚経営安定対策補完事業のうち		
アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち		
種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備	a：豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	61(79) 千円/㎡
	b：堆肥舎（附帯設備を除く。）	500 ㎡未満 62(80) 千円/㎡ 500 ㎡以上 59(76) 千円/㎡
	c：尿貯留施設（附帯設備を除く。）	1,000 ㎡未満 48(62) 千円/㎡ 1,000 ㎡以上 23(29) 千円/㎡
	d：侵入防護柵	可動柵 40 千円/m 可動柵以外 10(15) 千円/m
接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養	簡易豚舎（増改築を含む。）	29(33) 千円/㎡

注 1：1、3、5 及び 6 の事業の基準額の括弧内は、地域の実情等やむを得ない事

由により、基準額を超えて施工する必要があるとして、都道府県知事との協議を経て理事長が認めた場合に適用される額である。

2：2の事業の基準額の括弧内は、特別地域に適用される額である。

なお、特別地域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。）のいずれかに該当する地域をいう。

別表第4 事業共通経費の基準

対象事業名	項 目	基準額（税抜き）
畜産業振興事業	a：会場借料	会議等1回1日及び参加者1人当たり1,500円
	b：講師謝金	1時間当たり8,700円 （大学教授級）
	c：委員等謝金	1日当たり8,000円
	d：旅費	機構が別に定める留意事項の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについては事業実施主体等の定める規程に基づき算定した額
	e：原稿料	400字当たり1,500円
	f：アルバイト賃金	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施

対象事業名	項 目	基準額（税抜き）
		計画等に添付すること。
	g：システムエンジニア	1日当たり 47,650 円
	h：プログラマー	1日当たり 41,850 円

別表第 5 削除

別表第 6 飼料自給率向上対象事業

対 象 事 業 名
肉用牛経営安定対策補完事業

別表第 7 家畜共済への積極的な加入促進の対象事業

対 象 事 業 名
酪農経営支援総合対策事業のうち 中小酪農等対策事業 酪農労働省力化対策事業 乳用牛改良増殖推進事業 地域の生産体制強化事業
肉用牛経営安定対策補完事業のうち 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業
養豚経営安定対策補完事業のうち 集団的肉豚能力向上支援事業 アフリカ豚熱等リスク低減対策事業
畜産特別支援資金融通事業のうち 畜産特別資金融通事業
畜産経営災害等総合対策緊急支援事業のうち 畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち 酪農経営災害緊急支援対策事業 肉用牛経営災害緊急支援対策事業 養豚経営災害緊急支援対策事業 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業のうち
中小酪農等対策事業
酪農労働省力化対策事業
乳用牛改良増殖推進事業
生乳流通体制合理化推進事業
地域の生産体制強化事業
肉用牛経営安定対策補完事業のうち
地域における肉用牛生産基盤等強化対策事業
肉用牛流通促進対策事業
養豚経営安定対策補完事業のうち
集团的肉豚能力向上支援事業
堆肥舎等長寿命化推進事業
畜産高度化推進リース事業のうち
畜産高度化支援リース事業
畜産特別支援資金融通事業のうち
畜産特別資金融通事業

別紙

施設整備事業の費用対効果分析方法について

1 効果額の算出

(1) 畜産経営体所得向上効果額

畜産経営体所得向上効果額（円）

＝事業実施後年間経常所得額（円）－事業実施前年間経常所得額（円）

年間経常所得額（事業実施前、後）＝①収益－②費用

① 収益：収入の合計欄に記載されている副産物を含む数値

② 費用：支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、地代等を含み、家族労働費は含まない数値

(2) 畜産関連経営体所得向上効果額

畜産関連経営体所得向上効果額（円）

＝事業実施後年間経常所得額（円）－事業実施前年間経常所得額（円）

年間経常所得額（事業実施前、後）

＝売上高（円）－売上原価（円）－一般管理費（円）＋営業外収益（円）
－営業外費用（円）

売上高等の全項目：事業実施計画の数値

ただし、次に掲げる評価対象事業については、次の算式により算出するものとし、それが困難な場合は上記算式により算出するものとする。

ア 評価対象事業の1の事業

畜産関連経営体所得向上効果額（円）

＝①生産増加効果額（円）＋②品質向上効果額（円）＋③生産費節減効果額（円）

① 生産増加効果額（円）

＝a:部分肉加工数量増加効果額（円）＋b:内臓加工数量増加効果額（円）＋c:と畜解体手数料増加効果額（円）＋d:副生産物等販売増加効果額（円）＋e:施設使用料増加効果額（円）

a:部分肉加工数量増加効果額（円）

＝（事業実施後部分肉加工数量（kg）－事業実施前部分肉加工数量（kg））×加工単価（円/kg）

b:内臓加工数量増加効果額（円）

＝（事業実施後内臓加工数量（kg）－事業実施前内臓加工数量

(kg)) × 加工単価 (円/kg)

c: と畜解体手数料増加効果額 (円)

= (事業実施後のと畜頭数(頭) - 事業実施前のと畜頭数(頭))
× と畜解体手数料 (円/頭)

d: 副生産物等販売増加効果額 (円)

= 事業実施後副生産物販売額 (円) - 事業実施前副生産物等販売額 (円)

(注) 堆肥舎等を整備する場合に限り、当該施設で生産された製品の販売額を計上すること。

e: 施設使用料増加効果額 (円)

= 事業実施後施設使用料 (円) - 事業実施前施設使用料 (円)

② 品質向上効果額 (円)

= (事業実施後平均取引価格 (円/頭、個) - 事業実施前平均取引価格 (円/頭、個)) × 事業実施後処理頭数 (頭、個)

③ 生産費節減効果額 (円)

= a: 廃棄物処理経費節減額 (円) + b: 人件費節減額 (円)

a: 廃棄物処理経費節減額

= (事業実施前廃棄物処理経費 (円) - 年間処理廃棄物量 (トン)) × 処理単価 (円/トン)

(注) 廃棄物処理経費節減額は、廃棄物処理関連施設を整備する場合のみ算出すること。

b: 人件費節減額

= 事業実施前雇用人件費 (円) - 事業実施後雇用人件費 (円)

数量、単価等の全項目：事業実施計画の数値

イ 評価対象事業の2の事業

畜産関連経営体所得向上効果額 (円)

= ①生産増加効果額 (円) + ②生産費節減効果額 (円)

① 生産増加効果額 (円)

= (事業実施後年間市場取引頭数(頭) - 事業実施前年間市場取引頭数(頭)) × 1頭当たり手数料 (円/頭)

② 生産費節減効果額：アの③に同じ。

頭数、単価等の全項目：事業実施計画の数値

(3) 堆厩肥生産量増加効果額

堆厩肥生産量増加効果額 (円)

= (事業実施後堆厩肥製造量 (トン) - 事業実施前堆厩肥製造量 (トン))
× 地域内販売単価 (円/トン) - (事業実施後維持管理費 (円) - 事業実

施前維持管理費（円）

製造量、単価等の全項目：事業実施計画の数値

(4) 労働時間削減効果額

労働時間削減効果額（円）

＝①削減される家族労働時間（時間）×②家族労働費評価額（円/時間）

① 削減される家族労働時間：事業実施計画の数値

② 家族労働費評価額：事業実施計画の数値（地域で適当な労賃単価がない場合は1,648円/時間を使用）

（注）家族労働時間が削減される計画の場合のみ算出し、（１）の効果額において家族労働時間の削減による効果を含む場合は算出しないこと。

なお、評価対象事業の２の事業は、家族労働時間を出荷者及び購買者の家畜市場内での労働時間、家族労働費を出荷者及び購買者の家畜市場内での労働費とする。

(5) 地域生活環境改善効果額

ア 地域生活環境改善効果額（円）

＝①衛生水準向上効果額（円）＋②水質改善効果額（円）

① 衛生水準向上効果額（円）

＝家畜排せつ物（廃棄物）当たり防臭剤等の薬剤散布単価（円/トン）×家畜排せつ物（廃棄物）量（トン）

薬剤散布単価：918円/家畜排せつ物 1 トン

家畜排せつ物量：事業実施計画の数値

② 水質改善効果額（円）

＝a:汚濁負荷排出削減量(kg/年)×b:下水道浄化処理単価(円/kg)

a:汚濁負荷排出削減量(kg/年)

＝{(事業実施前処理水質(mg/リットル)×事業実施前処理水量(m³/年))－事業実施後処理水質(mg/リットル)×事業実施後処理水量(m³/年)}×1000

b:下水道浄化処理単価(円/kg)

＝浄化費用(円/年)÷汚濁負荷削減量(kg/年)

浄化費用(円/年)

＝施設建設費(円)×還元率＋維持管理費(円/年)

汚濁負荷削減量(kg/年)

＝事業実施後処理水量(m³)×(下水道流入水質(mg/リットル)－下水道処理水質(mg/リットル))

イ なお、堆肥保管施設等を整備する事業を実施する場合、地域生活環境改善効果額は、以下によるものとする。

地域生活環境改善効果額（円）

＝①衛生水準向上効果額（円）＋②水質改善効果額（円）

① 衛生水準向上効果額（円）：アに同じ。

② 水質改善効果額（円）

＝家畜頭数（頭）× 1 頭当たり年間窒素排せつ量（kg/頭）×
流出比率（％）×窒素浄化处理単価（円/kg）

家畜頭数（頭）：事業実施計画の数値

1 頭当たり年間窒素排せつ量（kg/頭）

畜 種		窒 素 量 (kg窒素/頭/年)
乳用牛	経産牛	119.96
	育成牛	47.34
肉用牛	繁殖牛	84.15
	育成牛	28.88
	肥育牛	64.81
豚	繁殖豚雌	15.12
	繁殖豚雄	16.57
	子豚	3.64
	肉豚	11.45
採卵鶏	成鶏	1.33
	ひな	0.53
ブロイ ラー		0.82

流出比率：50％

窒素浄化处理単価：4,700円/kg

（6）生産環境改善効果額

生産環境改善効果額（円）

＝①労働環境改善相当額（円/時間）×②生産環境が改善される労働の年間総労働時間（時間）

ア 家畜を飼養する事業を行う事業実施主体等

① 労働環境改善相当額（円/時間）：63.2円/時間

② 生産環境が改善される労働の年間総労働時間（時間）：1 頭当たり
労働時間×家畜飼養頭数

1 頭当たり労働時間：農林水産省大臣官房統計部「畜産物生産費調査」の規模別労働時間における相当規模の労働時間

家畜飼養頭数：事業実施計画の数値

イ 家畜を飼養しない事業を行う事業実施主体等

① 労働環境改善相当額（円/時間）：63.2円/時間

② 年間総労働時間（時間）：事業実施計画の数値

(7) 地域雇用創出効果額（円）

地域雇用創出効果額（円）

=①畜産関連経営体所得向上効果における生産増加効果額（円）×②波及倍率×③雇用者所得率

① 畜産関連経営体所得向上効果における生産増加効果額（円）：事業実施計画の数値

② 波及倍率：当該部門から影響を受ける全産業部門への波及倍率
以下の表にある倍率

〈波及倍率〉

都道府県名	波及倍率	都道府県名	波及倍率
北海道	1.71	滋賀	1.21
青森	1.48	京都	1.25
岩手	1.94	大阪	1.41
秋田	1.77	兵庫	1.30
宮城	1.67	和歌山	1.34
山形	1.51	奈良	1.29
福島	1.46	島根	1.44
栃木	1.33	鳥取	1.55
群馬	1.43	岡山	1.47
茨城	1.40	広島	1.42
埼玉	1.32	山口	1.53
千葉	1.37	徳島	1.46
神奈川	1.29	香川	1.52
山梨	1.27	愛媛	1.52
長野	1.37	高知	1.57
新潟	1.48	福岡	1.53
石川	1.41	佐賀	1.46
福井	1.39	長崎	1.49

富山	1.46	熊本	1.74
静岡	1.33	大分	1.52
愛知	1.49	宮崎	1.69
岐阜	1.27	鹿児島	1.68
三重	1.59	沖縄	2.31

③ 雇用者所得率：産業連関表における雇用者所得を域内生産額で除したもの

以下の表にある倍率

〈雇用者所得率〉

都道府県名	雇用者所得率	都道府県名	雇用者所得率
北海道	0.316	滋賀	0.287
青森	0.345	京都	0.297
岩手	0.281	大阪	0.33
秋田	0.274	兵庫	0.28
宮城	0.277	和歌山	0.255
山形	0.287	奈良	0.296
福島	0.267	島根	0.305
栃木	0.264	鳥取	0.301
群馬	0.265	岡山	0.27
茨城	0.237	広島	0.288
埼玉	0.272	山口	0.266
千葉	0.258	徳島	0.258
神奈川	0.262	香川	0.285
山梨	0.265	愛媛	0.248
長野	0.272	高知	0.309
新潟	0.277	福岡	0.306
石川	0.324	佐賀	0.305
福井	0.263	長崎	0.313
富山	0.288	熊本	0.298
静岡	0.259	大分	0.242
愛知	0.248	宮崎	0.29
岐阜	0.276	鹿児島	0.312
三重	0.25	沖縄	0.335

(8) 廃棄物処理費節減効果額

廃棄物処理費節減効果額 (円)

＝廃棄物処理量（トン）×処理単価（円/トン）

廃棄物処理量、処理単価：事業実施計画の数値

- （注） 1．生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算出すること。
2．処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

2 廃用損失額（既存施設残存価値）の算出

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、事業実施計画の添付資料の既存施設関係資料により、施設ごとに次の算式により求めるものとする。

廃用損失額＝既存施設の取得価格×①残存率

① 残存率：（耐用年数－使用年数）÷耐用年数

3 還元率の算出

還元率は、「土地改良事業の経済効果算定手法」に従い、（1）で算出された年総効果額から妥当投資額を算出するために次式により算出する。

$$\text{還元率} = \{0.04 \times (1 + 0.04)^{\frac{\text{総合耐用年数}}{\text{耐用年数}}}\} \div \{(1 + 0.04)^{\frac{\text{総合耐用年数}}{\text{耐用年数}}} - 1\}$$

総合耐用年数は、事業実施計画の添付資料の事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数＝①事業費の合計÷②年事業費の合計

① 事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

② 年事業費の合計：年事業費を合計する。

工 種 名 (施設、機械)	事 業 費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②＝①／③
〇〇牛舎	①	③	②
××牛舎	：	：	：
△△牛舎	：	：	：
〇〇庫	：	：	：
××処理施設	：	：	：
△△棟	①’	③’	②’
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

4 総事業費の算出

1において算出された効果額が、評価対象事業のみにより効果を算出できる場合は、事業の実施計画に示されている総事業費を計上し、評価対象事業以

外の事業、施設等の効果が含まれる場合は、事業実施計画における総事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（既存施設等にあつては2で算出される残存価値に相当する額）を加えるものとする。

別記様式第 1 号

費用対効果分析算定表／事後評価分析表（費用対効果分析算定表及び要因分析表）

費用と効果の比較（事業計画/実績）

事業計画時には、事業実施計画資料を用いて費用対効果分析を実施し、事業計画の欄に数値を記入する。事後評価時には、これに加え、実績値を用いて費用対効果分析を実施し、実績の欄に数値を記入するとともに、事業計画時の投資効率と実績値による投資効率が20パーセント以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1.00以下の事業については、要因分析を実施する。

1 事業効果総括表及び効果額の集計表

4に規定する評価対象事業の効果と費用の比較の方法に規定する該当項目により、次の表に準拠して算出するものとする。

（1）【事業効果総括表】

区 分	算 式	数 値			備 考
		事業 計画	実績	単位	
総事業費	①			千円	
年総効果額	②			千円	年総効果額算出表より
うち内部経済効果	③			千円	
廃用損失額	④			千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑤			年	総合耐用年数算出表より
還元率	⑥ = $0.04 \frac{(1+0.04)^5}{(1+0.04)^5 - 1}$				利子率は4.0%
妥当投資額	⑦ = $\frac{②}{⑥} - ④$			千円	
うち内部経済効果	⑧ = $\frac{③}{⑥} - ④$			千円	
投資効率	⑨ = $\frac{⑦}{①}$				
うち内部経済効果	⑩ = $\frac{⑧}{①}$				

(2) 【年総効果額集計表】

効果種別		効果額		
		事業計画	実績	単位
内部効果	1 畜産経営体所得向上効果			千円
	1.1生産増加効果			千円
	1.2品質向上効果			千円
	1.3生産費節減効果			千円
	2 畜産関連経営体所得向上効果			千円
	2.1生産増加効果			千円
	2.2品質向上効果			千円
	2.3生産費節減効果			千円
	3 堆厩肥生産量増加効果			千円
	4 労働時間削減効果			千円
《内部経済効果 小計》				千円
外部効果	5 地域生活環境改善効果			千円
	5.1衛生水準向上効果			千円
	5.2水質改善（保全）効果			千円
	6 生産環境改善効果			千円
	7 廃棄物処理費節減効果			千円
	8 地域雇用創出効果			千円
《外部経済効果 小計》				千円
年 総 効 果 額				千円

(3) 【要因分析表】

効 果	乖 離 等 の 要 因

注：効果の欄は、(1)の区分、(2)の効果種別のうち事業計画と実績が20%以上乖離している項目ごとに記載すること。

2 年総効果額算出基礎表

(1) 年総効果額のうち畜産経営体所得向上効果を算出する場合の畜産経営体の事業収支に関するデータは、下表のア経営収支計画及びイ経営収支計画の積算基礎に基づくものであること。

なお、事業により下表によりがたい場合は、当該事業の様式又は強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の様式に準じるものとする。

ア 【経営収支計画】

区 分		〇年	〇年	〇年	〇年	〇年	実績
飼 養 頭 数	〇〇〇(常時)頭数						
	〇〇〇(常時)頭数						
	〇〇〇(常時)頭数						
出 荷 量	〇〇〇出荷頭数						
	〇〇〇出荷頭数						
	〇〇〇出荷頭数						
収 入	主 収 入	〇〇販売額					
		××販売額					
		△△販売額					
		小 計					
	そ の 他 収 入	内臓・原皮販売					
		基金補填額					
		その他					
		小 計					
	収 入 合 計						
支 出	家 畜 購 入 費						
	購入飼料費	濃厚飼料費					
		粗飼料費					
		小 計					
	自給飼料費	肥料費					
		農薬・種子					
		小 計					
	敷料費						

衛生費						
資材費						
水道光熱費						
燃料費						
出荷販売経費						
雇用労賃						
基金掛金						
共済掛金						
減価償却費	建物・施設					
	機械・器具					
	家畜					
	小 計					
修繕費						
地代						
借入金利子						
租税公課						
支 出 合 計						
所 得						

イ 【経営収支計画の積算基礎】

(平成〇〇年)

区 分			事 業 計 画		実 績	
			金額	積算基礎	金額	積算基礎
収 入	主 収 入	〇〇販売額				
		××販売額				
		△△販売額				
		小 計				
	そ の 他 収 入	内臓・原皮販売				
		基金補填額				
		その他				
		小 計				
	収 入 合 計					
	家 畜 購 入 費					

支 出	購入飼料費	濃厚飼料費				
		粗飼料費				
		小 計				
	自給飼料費	肥料費				
		農薬・種子				
		小 計				
	敷料費					
	衛生費					
	資材費					
	水道光熱費					
	燃料費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
	基金掛金					
	共済掛金					
	減価償却費	建物・施設				
		機械・器具				
		家畜				
		小 計				
	修繕費					
	地代					
	借入金利子					
	租税公課					
	支 出 合 計					
	所 得					

ウ 【自給飼料関係事業に係る畜産経営体所得向上効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実 績		
事業実施後飼養頭数	①			頭	
事業実施前飼養頭数	②			頭	
1頭当たり年間所得額	③			円	
畜産物生産量増加効果額	④ = (① - ②) × ③			千円	

販売粗飼料売上高	⑤			円	
販売粗飼料売上原価	⑥			円	
販売粗飼料量増加効果額	⑦=⑤-⑥			千円	
畜産物販売単価	⑧			円/頭	
地域の平均的畜産物販売単価	⑨			円/頭	
事業対象頭数	⑩			頭	
品質向上効果額	⑪=(⑧-⑨) ×⑩			千円	
事業実施前自給飼料生産費	⑫			円/TDNkg	
事業実施後自給飼料生産費	⑬			円/TDNkg	
事業受益面積	⑭			ha	
目標単収	⑮			kg/ha	
T D N	⑯			%	
生産費節減効果額	⑰=(⑫-⑬) × ⑭×⑮×⑯			千円	
畜産経営体所得向上効果額	⑱=④+⑦+ ⑪+⑰			千円	

注 1：自給飼料生産費については、単位の欄の円/T D Nkgは、円/10 a ベースに置き換えることができる。ただし、その場合には、目標単収kg/ha×T D N%は計算しないこと。

2：生産費には家族労働費を含まず算出すること。含めた場合は、労働時間削減効果額を算出しないこと。

エ 【クランブル飼料製造施設整備に係る畜産経営体所得向上効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
事業実施前飼料経費	ア		*	円/頭	
事業実施後飼料経費	イ			円/頭	
事業実施後飼料給与頭数	ウ			頭	
飼料経費削減額	①=(ア-イ) ×			円	

	ウ				
事業実施前排泄物処理経費	エ		*	円/頭	
事業実施後排泄物処理経費	オ			円/頭	
事業実施後飼料給与頭数	カ			頭	
排泄物処理経費削減額	②= (エ-オ) × カ			円	
生産費節減効果額	③=①+②			千円	
畜産経営体所得向上効果額	④=③			千円	

注：「*」の欄は、事業計画の計画数値を用いる。

(2) 畜産関連経営体所得向上効果額の算出は、下表に基づくものであること。

ア 【畜産関連経営体所得向上効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単位	備考（算出根拠）
		事業計画	実績		
事業実施後売上高	①			円	
〃 売上原価	②			円	
〃 一般管理費	③			円	
〃 営業外収益	④			円	
〃 営業外費用	⑤			円	
事業実施後年間経常所得額	⑥=①-②- ③+④- ⑤			千円	
事業実施前売上高	⑦			円	
〃 売上原価	⑧			円	
〃 一般管理費	⑨			円	
〃 営業外収益	⑩			円	
〃 営業外費用	⑪			円	

事業実施前年間経常所得額	⑫=⑦-⑧- ⑨+⑩- ⑪			千円	
畜産関連経営体所得向上効果額	⑬=⑥-⑫			千円	

イ 【食肉処理施設及び食鳥処理施設の整備に係る畜産関連経営体所得向上効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
事業実施後部分肉加工数量	ア			kg	
事業実施前部分肉加工数量	イ		*	kg	
加工単価	ウ		*	円/kg	
部分肉加工数量増加効果	①= (ア-イ) × ウ			円	
事業実施後内臓加工数量	エ			kg	
事業実施前内臓加工数量	オ		*	kg	
加工単価	カ		*	円/kg	
内臓加工数量増加効果額	②= (エ-オ) × カ			円	
事業実施後のと畜頭数	キ			頭	
事業実施前のと畜頭数	ク		*	頭	
と畜解体手数料	ケ		*	円/頭	
と畜解体手数料増加効果額	③= (キ-ク) × ケ			円	
事業実施後副生産物販売額	コ			円	
事業実施前副生産物販売額	サ		*	円	
副生産物販売増加効果額	④= コ-サ			円	
事業実施後施設使用料	シ			円	
事業実施前施設使用料	ス		*	円	
施設使用料増加効果額	⑤= シ-ス			円	
生産増加効果額	⑥=①+②+ ③+④+ ⑤			千円	

事業実施後平均取引価格	セ			円/頭、 個	
事業実施前平均取引価格	ソ		*	円/頭、 個	
事業実施後処理数量	タ		*	頭、個	
品質向上効果額	⑦ = (セ - ソ) × タ			千円	
事業実施前廃棄物処理経費	チ		*	円	
年間処理廃棄物量	ツ			t	
処理単価	テ		*	円 / t	
(廃棄物処理経費節減効果額)	⑧ = (チ - ツ) × テ			円	
事業実施後人件費相当経費	ト			円	
事業実施前人件費相当経費	ナ		*	円	
(人件費節減効果額)	⑨ = ト - ナ			円	
生産費節減効果額	⑩ = ⑧ + ⑨			千円	
畜産関連経営体所得向上効果額	⑪ = ⑥ + ⑦ + ⑩			千円	

注 1 : 副生産物販売増加効果額は、堆肥舎等を整備する場合にのみ算出すること。

2 : 複数の種類の家畜を取扱う場合は、部分肉加工数量増加効果額、内臓加工数量増加効果額、と畜解体手数料増加額及び施設使用料増加効果額を家畜の種類ごとに算出すること。

3 : 廃棄物処理経費節減効果額は、廃棄物処理関連施設を整備する場合にのみ算出すること。

4 : 「*」の欄は、事業計画の計画数値を用いる。

ウ 【家畜市場整備に係る畜産関連経営体所得向上効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
事業実施後年間市場取引頭数	ア			頭	
事業実施前年間市場取引頭数	イ		*	頭	
1 頭当たり手数料	ウ		*	円 / 頭	
生産増加効果額	① = (ア - イ) × ウ			千円	
事業実施前廃棄物処理経費	エ		*	円	

年間処理廃棄物量	オ			t	
処理単価	カ		*	円／t	
(廃棄物処理経費節減効果額)	②=(エ－オ)×カ			円	
事業実施前人件費相当経費	キ			円	
事業実施後人件費相当経費	ク			円	
(人件費節減効果額)	③=キ－ク			円	
生産費節減効果額	④=②+③			千円	
畜産関連経営体所得向上効果額	⑤=①+④			千円	

注1：廃棄物処理経費節減効果額は、廃棄物処理関連施設を整備する場合にのみ算出すること

2：「*」の欄は、事業計画の計画数値を用いる。

(3) 堆厩肥生産量増加効果額の算出は、下表に基づくものであること。

【堆厩肥生産量増加効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
事業実施後堆厩肥製造量	①			t	
事業実施前堆厩肥製造量	②			t	
堆肥製造増加量	③=①-②			t	
地域内販売単価	④			円／t	
事業実施後維持管理費	⑤			円	
事業実施前維持管理費	⑥			円	
堆厩肥生産量増加効果額	⑦=③×④-(⑤-⑥)			千円	

(4) 労働時間削減効果額の算出は、下表に基づくものであること。

【労働時間削減効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
削減される家族労働時間	①			時間	
家族労賃評価額	②			円/時間	
労働時間削減効果額	③=①×②			千円	

注1：地域で適当な労賃単価がない場合は、1,648円／時間を使用

2：家族労働時間が削減される場合に算出し、アの経営収支計画において家族労働時間の削減による効果を含む場合は算出しないこと。

(5) 地域生活環境改善効果額のうち衛生水準向上効果額及び水質改善(保全)効果額の算出は、下表に基づくものであること。

ア 【衛生水準向上効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
家畜排泄物(廃棄物)当たり 防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	918	円	定数
家畜排泄物(廃棄物)量	②			t	
衛生水準向上効果額	③=①×②			千円	

イ 【水質改善効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
事業実施による汚濁負 荷排出削減量の算定					
事業実施前処理水質	①		*	mg/ℓ	
事業実施前処理量	②		*	千m ³ /年	
事業実施後処理水質	③			mg/ℓ	
事業実施後処理水量	④		*	千m ³ /年	
汚濁負荷排出削減量	⑤=(①× ②)-(③× ④)			kg/年	
浄化处理単価(下水道 の算定)					
日最大処理水量	⑥		*	千m ³ /日	
建設費	⑦			百万円	日最大処理水量：～ 1.3 千m ³ /日
				百万円	日最大処理水量：1. 3～10 千m ³ /日
				百万円	日最大処理水量： 10～ 千m ³ /日
還元率	⑧				耐用年数：30 割引率 4%
建設費削減償却費	⑨=⑦×⑧ ×1000			千円/年	

日平均処理水量	⑩		*	千m ³ /日	
維持管理費	⑪			千円/年	日最大処理水量：～ 1.3 千m ³ /日
				千円/年	日最大処理水量：1. 3～10 千m ³ /日
				千円/年	日最大処理水量： 10～ 千m ³ /日
浄化費用	⑫＝⑨＋⑪			千円/年	
下水道流入水質	⑬			mg/ℓ	BOD：290 T-N：55
下水道処理水質	⑭			mg/ℓ	BOD：10 T-N：20
下水道汚濁負荷削減量	$\frac{⑮}{⑭} = \left(\frac{⑬}{⑭} - \right)$			kg/年	
浄化処理単価	⑯＝⑮/⑫			円/kg	
水質改善効果額	⑰＝⑤×⑯			千円/年	

注１：「＊」の欄は、事業計画の計画数値を用いる。

注２：施設建設費算定のための費用関数は以下のとおり。

適用範囲（千m ³ /日）	建設費の費用関数（百万円）
$0.3 < Q_1 < 1.3$	$230.90 Q_1 + 145.98$
$1.3 < Q_1 < 10$	$327.75 Q_1 + 854.31$
$10 < Q_1 < 500$	$932 Q_1^{0.7229}$

注） Q_1 は日最大処理水量

注３：維持管理費算定のための費用関数は以下のとおり。

適用範囲（千m ³ /日）	維持管理費の費用関数（百万円）
$0.3 < Q_1 < 1.3$	$21.107 Q_2^{0.4692}$
$1.3 < Q_1 < 10$	$30.839 Q_2^{0.6172}$
$10 < Q_1 < 500$	$19.824 Q_2^{0.8102}$

注） Q_1 は日最大処理水量 Q_2 は日平均処理水量

ウ 【水質保全効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
年間排水量	①			m ³	

浄化処理単価	②			円/m ³	
水質保全効果額	③=①×②			千円	

注：浄化処理単価は、事業実施地域の市町村の下水道処理単価を使用

(6) 生産環境改善効果額の算出は、下表ア又はイに基づくものであること。

ア 【生産環境改善効果額算出表(家畜を飼養する事業を行う事業主体)】

項 目	算 式	数 値		単位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実 績		
労働環境改善相当額	①	63.2	63.2	円/時間	定数
1頭当たり労働時間	②			時間	畜産物生産費 調査の規模別 労働時間にお ける相当規模 の労働時間
家畜飼養頭数	③			頭	
年間総労働時間	④=②×③			時間	
生産環境改善効果額	③=①×④			千円	

イ 【生産環境改善効果額算出表(家畜を飼養しない事業を行う事業主体)】

項 目	算 式	数 値		単位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
労働環境改善相当額	①	63.2	63.2	円/時間	定数
年間総労働時間	②		*	時間	
生産環境改善効果額	③=①×②		*	千円	

注：「*」の欄は、事業計画の計画数値を用いる。

(7) 地域雇用創出効果額の算出は、下表に基づくものであること。

【地域雇用創出効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実 績		
畜産関連経営体所得向上効果に おける生産増加効果額	①			円	
波及倍率	②		*		定数
雇用者所得率	③		*		定数

地域雇用創出効果額	④=①×② ×③			円	
-----------	-------------	--	--	---	--

注：「＊」の欄は、事業計画の計画数値を用いる。

(8) 廃棄物処理費節減効果額の算出は、下表に基づくものであること。

【廃棄物処理費節減効果額算出表】

項 目	算 式	数 値		単 位	備 考 (算出根拠)
		事業計画	実績		
廃棄物処理量	①			t	
処理単価	②			円/ t	
廃棄物処理費節減効果額	③=①×②			千円	

注1：生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合に算出すること。

2：処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

3 事業効果総括表算出基礎表

(1) 廃用損失額（既存施設残存価値）は、事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

なお、耐用年数に達していない既存の施設を本事業で整備する施設と一体的に使用する場合であって、本事業で整備する施設のみにより効果を算出できないときは、既存の施設の調達費用に当たる残存価値を費用として計上するものとする。

【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表（事業計画）】

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年 数 ②	取得年 (西暦)	使用 年数 ③	使用可 能年数 ④ =②-③	残存率 ⑤ =④/②	残存価値 (千円) ⑥ =①×⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各 ⑥ 欄 の 合計	

注：耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによるものとする。

【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表（実績）】

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可 能年数 ④= ②-③	残存率 ⑤ =④/②	残存価値 (千円) ⑥= ①×⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各⑥欄の 合計	

注：耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによるものとする。

（2）総合耐用年数は、本事業で整備する施設、機械について、下表により算出するものとする。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）（事業計画）】

工種別(施設名)	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (減価額) ②=①/③	耐用年数の根拠
合 計	④=①の合計	⑥ 総合耐用年 数 (④/⑤)	⑤=②の合計	

注：耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによるものとする。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）（実績）】

工種別(施設名)	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (減価額) ②=①／③	耐用年数の 根拠
合 計	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④／⑤)	⑤=②の合計	

注：耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定めるところによるものとする。

別記様式第2号－1

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度〇〇〇〇〇事業の補助金交付決定前着工届

別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので、「畜産業振興事業の実施について」13の(1)の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体等が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(注：記の3は、事業実施計画の承認を既に受けている場合に記載すること。)

別添

事業名	事業内容	事業実施主体 等	工種又は 施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	しゅん功予 定 年 月 日	理 由

別記様式第2号－2

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度畜産業振興事業の補助金交付決定前着手届

別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、「畜産業振興事業の実施について」13の(2)の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体等が負担すること。
- 2 補助金交付決定が受けられなかった場合又は補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(注：記の3は、事業実施計画の承認を既に受けている場合に記載すること。)

別添

事業名	間接補助 事業者等の名称	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
	(必要に応じて 記載)				

注1：必要に応じ、行を追加して記載すること。

2：間接補助事業者等が交付決定前に着手する場合であつて、当該間接補助事業者等からの届出を省略したい場合は、事業名、間接補助事業者等の名称、事業費、着手予定年月日、完了予定年月日及び事前に着手する理由を上表中に併せて記載すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度〇〇〇〇〇事業により取得した財産の（増築、模様
替え、移転、更新等）の届けについて

令和〇〇年度〇〇〇〇〇事業（のうち〇〇事業）により取得した財産を（増築、
模様替え、移転、更新等）したいので、「畜産業振興事業の実施について」14
の（3）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設の概要

- （1）事業種目名
- （2）事業実施主体等名
- （3）財産の所在地
- （4）財産の名称並びに構造及び規模等
- （5）事業費 〇〇〇円
うち 機構補助金 〇〇〇円
- （6）取得年月日

3 増築等の概要（例）

- （1）増築等
 - 増築 鉄骨スレート葺 〇〇m² 事業費 〇〇〇千円
 - 増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇千円
- （2）事業費の負担区分
- （3）着工予定時期
- （4）増築等の効果

〔添付資料〕

- 1 処理能力計算書
- 2 経営収支計画
- 3 位置図及び建物配置図並びに平面図等
（増築等の部分は赤書きとする。）

別記様式第4号

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度〇〇〇〇〇事業において競争による契約方法以外の
方法を履行する理由について

令和〇〇年度〇〇〇事業において、下記により競争による契約方法以外の方法
を履行したいので、「畜産業振興事業の実施について」12の(10)のイの
規定に基づき届け出ます。

記

- 1 契約の対象
- 2 契約の方法
- 3 契約の相手先
- 4 競争による契約方法を履行できない理由

別記様式第5号

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度〇〇〇〇〇事業に係る事後評価について

令和〇〇年度〇〇〇事業に係る事後評価を行いましたので、「畜産業振興事業の実施について」6の（5）の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別添資料：別記様式1 事後評価分析表（費用対効果分析算定表及び要因分析表）

事後評価の際、実績値として使用した年度の決算書等

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 6 号

年 月 日

令和〇〇年度〇〇〇事業効果の評価計画書（事業効果の評価実績書）

事業区分	期待する効果	効果を得るための取組計画	効果測定 の考え方	評 価
1 〇〇事業				
2 〇〇事業				
3 〇〇事業				
：				
：				
全 体				

注 1 事業実施計画等提出時は、「期待する効果」、「効果を得るための取組計画」、「効果測定の考え方」を記載して事業評価計画書とする。

2 「効果測定の考え方」は、実績報告時の「評価」を念頭において記述すること。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標を記述すること。

3 事業実績報告書提出時は、1 の計画書の各欄を実績に置き換えるとともに、「効果測定の考え方」に基づいて「評価」の欄を記載し、事業評価実績書とする。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標についてその実績を記述し評価を行うこと。

4 事業区分ごとに記載するとともに、全体の事業効果についても記載すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所在地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

特許権等に関する出願・取得状況報告書

令和〇〇年度〇〇〇〇事業（〇〇事業）の成果に係る特許権等について、下記のとおり出願又は取得したので、「畜産業振興事業の実施について」15の（1）のアの規定に基づき報告します。

記

（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権等）

権利の種類	
権利の内容	
出願年月日	
出願番号	
出願人	
発明者	
取得（登録）年月日	
取得（登録）番号	
権利期間	
権利者	

注1：権利の種類欄には、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の別を記入すること。

2：権利の内容欄には、発明・考案・商標・意匠等の名称、概要等を簡潔に記入すること。

3：共同出願、共同発明又は共有特許権等の場合は、それぞれ出願人、発明者又は権利

者の欄に、全出願者、全発明者又は全権利者の氏名（名称）を記入すること。

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作物の内容	
著作者の氏名又は名称	
著作権者の氏名又は名称	

注１：著作物の種類の欄には、論文、写真、コンピュータプログラム等の別を記入すること。

２：著作物の内容の欄には、著作物の概要等を簡潔に記入すること。

３：著作者の氏名又は名称の欄には、著作物を創作した者（共同著作物については、共同で創作に寄与した者全員）の氏名（名称）を記入すること。

４：著作権者の氏名又は名称の欄には、著作権者（共有著作権の場合は、著作権を共有している者全員）の氏名（名称）を記入すること。

別添 1

施設整備事業の事務、補助対象事業費等の取扱い

1 施設整備事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体等は、事業実施計画等に基づき施設整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ理事会（事業実施主体等により、取締役会その他相応の機関と読み替えるものとする。以下同じ。）の議決等所要の手続を行った上で、実施設計書を作成するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体等がその作成能力を十分に有しない場合には、設計事務所等に委託し又は請け負わせて作成するものとする。ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体等における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施設整備事業の施行方法

施設整備事業は、次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一つの事業については一つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして、二つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体等は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な遂行を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により、工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、

工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体等は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由、選定方法等を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体等は、入札等の終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、理事長に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとするが、aの場合にあつては、競争入札に付し難い理由を明確にしておくものとする。また、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体等が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体等の総会等の同意を得るなどの手続を行う場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体等は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体等は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体等は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に

竣工検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体等は、工事の委託先を定め、受託者に実施計画書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完了させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行に係る工事の指導監督、検査、引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体等である農業協同組合又は農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体等に引渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体等及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期すものとする。

（ア）代行施行の選択

事業実施主体等は、代行施行を選択する場合は、別記様式第2号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続きを行うものとする。

（イ）代行者の選択

代行施行契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由、選定方法等を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体等は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、理事長に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとするが、a又はbに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体等及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体等及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体等に通知するものとし、事業実施主体等及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者、機械・施設の製造請負人の選定は、事業実施主体等及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体等は、施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第1号により、理事長に報告するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体等と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合は試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体等に引き渡すものとする。この場合において、竣功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体等は、受託代行者から機械施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含め精算を行うものとする。

2 施設整備事業費の内容及び構成

- (1) 施設整備事業費の内容は、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費とするものとする。
- (2) 施設整備事業費の構成は、別表第1を標準とし、具体的な補助対象範囲等は、事業ごとの要綱の定めるところによるものとする。

3 施設整備事業費の積算及び取扱い

施設整備事業費は、それぞれの施行方法に応じ、以下により積算するものとする。

また、一つの事業が二以上の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、施設整備事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

- (ア) 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工

事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、国土交通省が定める官庁営繕関係統一基準に準じて行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、以下の a 及び b に該当する場合に、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

a 請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体等が、代行施行にあつては受託代行者が、それぞれ請負人等に対し、原則として無償で支給する工事材料費であること。

b 原則として、工事材料の支給が工事費を低減させるものであること。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第 2 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表第 3 に掲げる現場管理費及び別表第 4 に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税の税率を乗じて得た金額と、当該金額に地方税法（昭和

25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額とするものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助の対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体等が事業を施行するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第5に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

(5) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とするものとする。また、その上限額は2千万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

なお、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。ただし、特許権に係る設備の場合は、以下の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 補助金の交付の決定を受けた施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

別添 1 の別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

入 札 結 果 報 告 ・ 着 工 届

このことについて、下記のとおり入札の結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施 行 方 法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入 札 立 会 者 の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入 札 執 行 回 数	回	
落札業者名（契約業者名）		

契約価格（税込）	円
着 工 住 所	
着 工 年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工 事 監 理 者	
契 約 年 月 日	年 月 日
入札結果等の公表方法	
備 考	年 月 日付け 第 号 交付決定通知

- 注) 1 「施行方法」欄及び「施行業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合「未公表」と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着工届」と記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

別添 1 の別記様式第 2 号

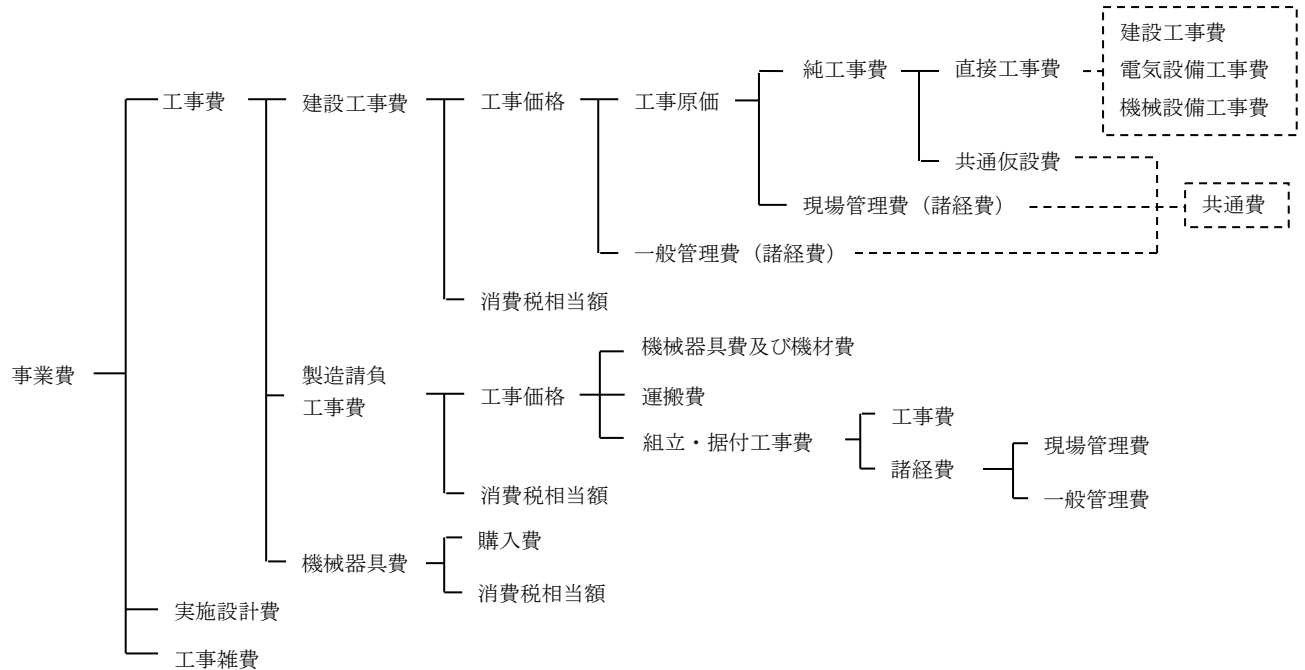
代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 (建設工事)	(1) 実施計画書の作成又は検討	(※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することになるので、理由は不要)
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体等が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体等が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣功検査、引渡し	事業実施主体等が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体等が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由
2 製造請負管理 (製造請負工事)	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体等が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体等が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣功検査、引渡し	事業実施主体等が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由 事業実施主体等が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由

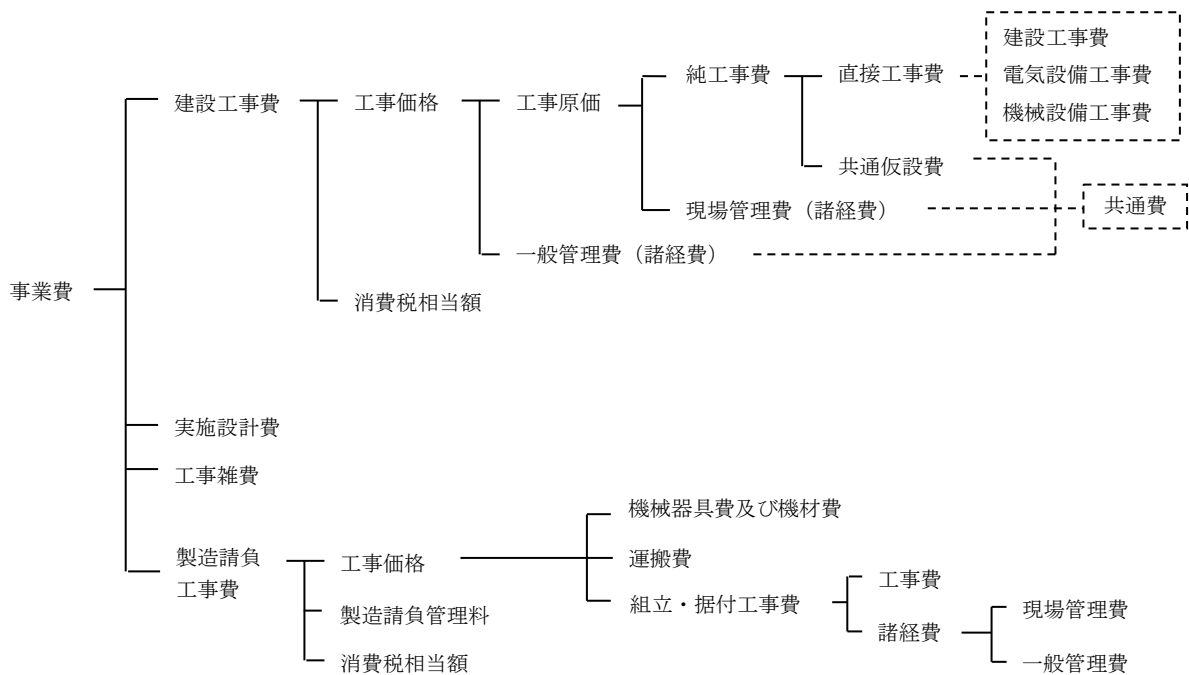
別表第1

施設整備の事業費構成の標準

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



別表第 2 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第3 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第4 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待及び慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付金
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置及び事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第5 工事雑費

項 目	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料等とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使 用 料 及 び 賃 借 料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代 行 施 行 管 理 料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別添 2

畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、事業実施主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 理事長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

2 長期利用財産に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、地域活性化等（近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。以下同じ。）を図るため、長期利用財産（補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。以下同じ。）を財産処分しようとするときは、1の規定にかかわらず、次によることができる（別表2参照）。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

事業実施主体等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を理事長に提出することができる。この場合においては、理事長による報告書の受理をもって、理事長の承認があったものとみなす。

ア 自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

イ 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

ウ 国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

- ② ①以外の場合にあつては、事業実施主体等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

- (2) 理事長は、(1)の②の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

- (3) 補助対象財産の所有者が、(1)の①又は②による財産処分の承認後、当

該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、事業実施主体等は、新たな承認を得なければならない。

3 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 事業実施主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第4号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、理事長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 理事長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1及び2のいずれかに従った手続きを指示することができる。

4 その他

地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により理事長の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

別表 1 (別添 2 の 1 関係)

処分区分			承認条件	機構納付額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合		機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
	補助事業を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
譲渡	有償		機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、機構への納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること
	無償		機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
交換	下取交換の場合		補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合		交換差益額を機構へ納付	交換差益額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償 (遊休期間内の一時貸付け)		収益について機構へ納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生ずる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
	無償 (遊休期間内の一時貸付け)		本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間（1年以上）の貸付け		機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合		担保権が実行される場合は機構への納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	注 2

(注 1) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

(注2) 1により事業実施主体から補助又は貸付けを受けて事業を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)の所有する補助対象財産について担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う当該間接補助事業者に対し処分の対象となった補助対象財産に関して補助又は貸付けを行った事業実施主体等は、機構への納付金の納付を求める上で必要な措置(法的措置を含む。)をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず機構への納付金の一部又は全部に相当する額の納付を当該間接補助事業者から受ける可能性がなくなった場合は、それまでに当該間接補助事業者から納付を受けた補助金等の額の機構への納付をもって、当該承認に当たって付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。

(備考1) 上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

(備考2) 補助率については、確定補助率の数値を用いること

(備考3) 理事長は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付することができる。

別表2 (別添2の2関係)

処分区分				承認条件	機構納付額	適用条項
目的外使用	補助事業を中止しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合		—		2の(1)の①による報告
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合		—		2の(1)の①による報告
	補助事業を中止する場合	他の施設に機能を移転したうえで、地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合	—		2の(1)の②による報告
			収益が見込まれる場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
	上記以外の場合			機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合		機構へ納付	以下のア又はイのいずれか低い金額を機構へ納付する。 ア) 譲渡契約額に補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\left[\text{譲渡契約額} - \{ \text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{事業実施主体の負担割合} (1 - \text{補助率}) \} \right]$	2の(1)の②による申請
	無 償	譲渡先が国又は地方公共団体の場合		—		2の(1)の①による報告
		譲渡先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—		2の(1)の②による申請
	上記以外の場合			機構へ納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による申請

処分区分			承認条件	機構納付額	適用条項	
貸 付 け	有償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合		機構へ納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請
	無償	貸付先が国又は地方公共団体の場合		—		2の（1）の①による報告
		貸付先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—		2の（1）の②による申請
			補助条件を承継しない場合	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請
	上記以外の場合		機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の（1）の②による申請	

（備考1）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考2）補助率については、確定補助率の数値を用いること

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（2）今後の利用方法（処分区分）

（（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。）

（3）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること

①補償契約書等の写し

②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること

ア 農地所有適格法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

①農地所有適格法人化計画類似の法人化計画

②新設法人への財産処分（承継）計画書

③発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

長期利用財産処分報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の①の規定により、報告します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

（3）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

(注) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること

別添（別紙様式第 2 号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の利用状況

補助対象財産 の名称	当初の 利用計画	最近 3 年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

長期利用財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の②の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

（2）今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

（3）処分の対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、形式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

（注）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付するこ
と

別添（別紙様式第3号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象 財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

災害報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- （1）補助事業名及び実施年度
- （2）事業実施主体名
- （3）施設等の名称
- （4）施設等の所在地
- （5）施設等の構造及び規格、規模等
- （6）総事業費（うち補助金等）

2 災害の概要

- （1）被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）
（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分）
- （2）被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）
被害見積価格

施設等の復旧が不可能との判断した理由等

(事業実施主体の申請理由等)

(補助事業者の判断等)

(3) 被災施設の収支等

施設等の取り壊し等の概算経費

処分に係る収益等の見込額 (損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 ○○○○